

高知県建設工事検査要領 新旧対照表

新条文（抜粋）	現行条文（抜粋）
<p>（趣旨） 第1条 （略） （検査職員） 第2条 検査は検査規程第5条の規定に基づく検査職員が行うものとする。 2 検査職員は、第6項の「工事検査職員指命基準」に定めるところによる技術職員を指命しなければならないものとする。 3 債務工事の各会計年度における支払限度額の最終出来高検査は、完成検査と同様の検査として取り扱うものとする。 4 材料検査については、「工事検査職員指命基準」に定めるもののほか、高知県建設工事監督規程（昭和42年高知県訓令第2号。以下「監督規程」という。）第18条の規定に従うものとする。 5 部分引渡の検査については、完成検査として取り扱うものとする。 6 工事検査職員指命基準は、次のとおりとする。 ただし、条件付採用職員は除く。</p>	<p>（趣旨） 第1条 （略） （検査職員） 第2条 検査は検査規程第5条の規定に基づく検査職員が行うものとする。 2 検査職員は、第6項の「工事検査職員指命基準」に定めるところによる技術職員を指命しなければならないものとする。 3 債務工事の各会計年度における支払限度額の最終出来高検査は、完成検査と同様の検査として取り扱うものとする。 4 材料検査については、「工事検査職員指命基準」に定めるもののほか、高知県建設工事監督規程（昭和42年高知県訓令第2号。以下「監督規程」という。）第18条の規定に従うものとする。 5 部分引渡の検査については、完成検査として取り扱うものとする。 6 工事検査職員指命基準は、次のとおりとする。 ただし、条件付採用職員は除く。</p>

高知県建設工事検査要領 新旧対照表

新条文（抜粋）			現行条文（抜粋）		
範 囲	検査区分	検 査 職 員	範 囲	検査区分	検 査 職 員
当初の1件の請負 対象金額が5,000 万円以上の工事	・完成検査 ・中間検査 ・債務各年最終 出来高検査	・建設検査長 ・工事検査担当の課室 課室長、副参事、補佐、土木技査、建築技査、技査 ・出先機関 所長、技術次長、土木技査、技査、 当該工事（軽微な工事を 除く）を担当していない課長	当初の1件の請負 対象金額が5,000 万円以上の工事	・完成検査 ・中間検査 ・債務各年最終 出来高検査	・建設検査長 ・工事検査担当の課室 課室長、副参事、補佐、土木技査、建築技査、技査 ・出先機関 所長、技術次長、土木技査、技査、課長
	・出来高検査	・出先機関のない課室 補佐、建築技査、技査 ・出先機関 所長、技術次長、土木技査、技査、 当該工事（軽微な工事を 除く）を担当していない課長及び班長・チーフ		・出来高検査	・出先機関のない課室 補佐、建築技査、技査 ・出先機関 所長、技術次長、土木技査、技査、課長、班長、チーフ
	・材料検査	・建設検査長 ・工事検査担当の課室 課室長、副参事、補佐、土木技査、建築技査、技査 ・事業主管課及び出先機関の監督職員		・材料検査	・建設検査長 ・工事検査担当の課室 課室長、副参事、補佐、土木技査、建築技査、技査 ・事業主管課及び出先機関の監督職員
当初の1件の請負 対象金額が5,000 万円未満の工事	・完成検査 ・中間検査 ・債務各年最終 出来高検査	・工事検査担当の課室 課室長、副参事、補佐、土木技査、建築技査、技査 ・出先機関 所長、技術次長、土木技査、技査、 当該工事（軽微な工事を除く）を担当していない課長及び班 長・チーフ	当初の1件の請負 対象金額が5,000 万円未満の工事	・完成検査 ・中間検査 ・債務各年最終 出来高検査	・工事検査担当の課室 課室長、副参事、補佐、土木技査、建築技査、技査 ・出先機関 所長、技術次長、土木技査、技査、課長 当該工事（少額工事を除く）を担当しない班長・チーフ
	・出来高検査	・出先機関のない課室 補佐、建築技査、技査 ・出先機関 所長、技術次長、土木技査、技査、 当該工事（軽微な工事 を除く）を担当していない課長及び班長・チーフ		・出来高検査	・出先機関のない課室 補佐、建築技査、技査 ・出先機関 所長、技術次長、土木技査、技査、課長、班長、チーフ
	・材料検査	・工事検査担当の課室 課室長、副参事、補佐、土木技査、建築技査、技査 ・事業主管課及び出先機関の監督職員		・材料検査	・工事検査担当の課室 課室長、副参事、補佐、土木技査、建築技査、技査 ・事業主管課及び出先機関の監督職員

高知県建設工事検査要領 新旧対照表

新条文（抜粋）	現行条文（抜粋）
<p>注：・債務各年最終出来高検査とは、債務工事において、建設工事請負契約書第40条第2項の支払限度額に対応する各会計年度の最終の出来高検査。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林業出先機関においては技術次長を次長とする。 ・軽微な工事とは、当初の請負対象金額が400万円を超えない工事。 ・出先機関のないとは、出先機関を所属していないもの、又は出先機関において検査業務を行っていないもの。 <p>（検査命令）</p> <p>第3条 検査命令権者は、検査規程第7条に留意し同第3条、第4条、第5条、第6条の規定に従い、次の各号について検査の命令を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 請負者から、工事完成通知書又は指定部分にかかる工事完成通知書、出来高検査請求書、工事材料検査請求書、工場製品検査請求書及び部分引渡検査請求書の提出があった場合。 (2) 監督職員から検査の要請があった場合。 (3) 新工法工事、新材料等使用工事、特殊な工事等で検査の必要を認める工事。 (4) 検査の依頼委託を受諾した工事検査。 <p>2 検査命令権者が、検査規程第5条第2項による複数指命する対象工事は下記のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 当初の1件の請負対象金額が5億円以上の工事 (2) 仮組検査を設計計上している大規模橋梁(上部工)工事 (3) ダム工事 (4) 100m以上のトンネル工事 (5) 特に検査命令権者が必要と認めた工事 	<p>注：・債務各年最終出来高検査とは、債務工事において、建設工事請負契約書第40条第2項の支払限度額に対応する各会計年度の最終の出来高検査。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林業出先機関においては技術次長を次長とする。 ・少額工事とは、当初の請負対象金額が400万円を超えない工事。 ・出先機関のないとは、出先機関を所属していないもの、又は出先機関において検査業務を行っていないもの。 <p>（検査命令）</p> <p>第3条 検査命令権者は、検査規程第7条に留意し同第3条、第4条、第5条、第6条の規定に従い、次の各号について検査の命令を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 請負者から、工事完成通知書又は指定部分にかかる工事完成通知書、出来高検査請求書、工事材料検査請求書、工場製品検査請求書及び部分引渡検査請求書の提出があった場合。 (2) 監督職員から検査の要請があった場合。 (3) 新工法工事、新材料等使用工事、特殊な工事等で検査の必要を認める工事。 (4) 検査の依頼委託を受諾した工事検査。 <p>2 検査命令権者が、検査規程第5条第2項による複数指命する対象工事は下記のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 当初の1件の請負対象金額が5億円以上の工事 (2) 仮組検査を設計計上している大規模橋梁(上部工)工事 (3) ダム工事 (4) 100m以上のトンネル工事 (5) 特に検査命令権者が必要と認めた工事

高知県建設工事検査要領 新旧対照表

新条文（抜粋）	現行条文（抜粋）
<p>（検査の実施） （適用除外工事） 第4条 ～ 第9条 （略）</p> <p>附則</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。 2 この要領は、令和2年10月1日から施行する。 3 この要領は、令和7年4月1日から施行する。 4 この要領は、令和7年6月20日から施行する。 5 この要領は、令和7年10月23日から施行する。 	<p>（検査の実施） （適用除外工事） 第4条 ～ 第9条 （略）</p> <p>附則</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。 2 この要領は、令和2年10月1日から施行する。 3 この要領は、令和7年4月1日から施行する。 4 この要領は、令和7年6月20日から施行する。